

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

1 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 砂川市

I. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.3%
全職員	67.5%

II. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	77.3%
本庁課長相当職	62.2%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	86.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3%
31～35年	83.6%
26～30年	66.8%
21～25年	73.3%
16～20年	82.6%
11～15年	79.9%
6～10年	78.4%
1～5年	59.4%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当、寒冷地手当、管理職手当などの各種手当について男性への支給が多いため。
- ・1～5年の勤続年数の差異が大きいのは、事務職や看護職などよりも給与が高い市立病院医師における5年以内の勤続年数の割合が約73%となっていることに加え、男女比が6：1となっており、男性の平均給与を引き上げているため。
- ・26～30年の勤続年数の差異が大きいのは、女性医師が0名で男性医師のみであり、男性の平均給与を引き上げているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

2 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	19.5%

【説明欄】

- ・管理的地位にある職員は本庁課長相当職以上が対象となっている。
- ・令和12年度までに、一般行政職における管理職の女性職員の割合を20%以上にすることを目標としているが、市役所のみを対象とすると14.7%となっている。
- ・市立病院については22.6%となっており、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の約58%が看護職であり、男女比が1対5と女性が多い職種であることから、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を引き上げている。

3 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	10.3%
本庁課長相当職	24.1%
本庁課長補佐相当職	38.5%
本庁係長相当職	35.2%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、市役所12.5%、市立病院9.5%となっており、事務職や医師においては男性の割合がより多くなっている。
- ・令和12年度までに、一般行政職における管理職(課長補佐職以上)の女性職員の割合を20%以上にすることを目標としているが、市役所では18.2%と下回っている。
- ・一般行政職における係長職の女性職員の割合を30%以上にすることを目標としているが、市役所では22.7%となっており下回っている。

4 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

I. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	76.2%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－%
女性	66.7%

II. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	－%	－%	－%	－%
1週間以上2週間未満	－%	－%	－%	－%
2週間以上1月以下	25%	－%	－%	－%
1月超3月以下	50%	－%	－%	－%
3月超6月以下	18.7%	－%	－%	50%
6月超9月以下	－%	6.3%	－%	50%
9月超12月以下	－%	40%	－%	－%
12月超24月以下	6.3%	13.3%	－%	－%
24月超	－%	40.4%	－%	－%

【説明欄】

・常勤職員の男性育児休業は取得率を100%目標にしているが、76.2%となっており、今後も育児休業等
を取得しやすい環境の整備を図っていく。

5 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.1時間／月
内部部局等以外	17.6時間／月

【説明欄】

・内部部局等は外局も含めた、市役所となっており、内部部局等以外については市立病院となっている。市立病院では職員の数に対しては各月ごとの時間数は短いものの、医師や看護師など特定の職員が時間外を多くしている傾向がみられる。